

文化元年の茨木川・安威川の付替計画

- 絵図の年代比定と史料の検討 -

高橋 伸拓

1. はじめに

現在、茨木市では安威川ダムの建設が進められている。こうした中で、筆者は、平成 28 年（2016 年）度を実施した茨木市立文化財資料館第 33 回テーマ展「絵図で楽しむ茨木—江戸時代の村を巡る—」において、茨木川・安威川の付替に関する絵図を取り上げて紹介した（高橋 2016・【図 1】）。

この付替計画は、①茨木川を安威川に繋げる計画と、②安威川を淀川に繋げる計画が描かれ、淀川・神崎川といった大河川にも関わる大規模な計画であり、注目されるものであるが、本絵図の年代比定については課題を残した。また、別稿において、こうした絵図資料の活用のために、絵図の年代比定は今後も継続して行うべき課題であると指摘し



図 1 摂津国島上・島下郡悪水落川違御願（高島家文書 5）

た(高橋 2017)。この絵図は、地域において茨木川・安威川がいかなる存在であったのかを考える上でも注目されるものである。

以上を踏まえて、本稿は、その後の調査の結果、絵図の年代比定ができる史料が確認できたため、①史料の内容を検討して本絵図の年代を比定し、②茨木川・安威川の付替計画について考察する。

2. 絵図の年代比定と史料の内容

ここでは、【図 1】が作成された年代を記した史料(註 1)の全文を掲載し、内容を確認して絵図の年代比定を行う。

【史料 1】

(表紙)

「

悪水落川違御願書

摂津国

嶋下郡

村々」

乍恐水難除悪水

落川違之御願

摂津国「島上郡／島下郡」(割書)

「御料／私領」(割書) 水場村々

一私共両郡村々より北者一円山手ニ而、南者淀川・神寄川ヲ限り候中ニ平地之場所私共地低之御田地ニ而其□(虫損)所々ニ山川筋多御座候得者、御田地川々ニ□(虫損)り、右北山より下手之悪水野越ニ夥鋪相懸り私共村々御田地ニ数日相湛悪水落、神寄川床連々高ク罷成、作物植付候にも立毛水腐仕、毎年無難之作方取入仕候年柄ハ一ヶ年も無御座、年々百姓末々ニ至迄困窮弥増ニ被成歎ケ敷奉存候、元来右水難之發りと申者嶋上郡・島下郡之郡境ニ有之候安威川と申北山手より流出候川筋ニ御座候、北より南へ真一文字ニ流出候處、永井日向守様御領分、長谷川乙之丞様御知行所、越智弥門様御知行所、石河壺岐守様御知行所入組、島下郡野々宮村地内より西江流し其間ニ而山川共数多落合候而神寄川へ落申候、右山川之間ニ而村々悪水も安威川江落シ来り候處、淀川神崎川之儀者川奥深ク大雨有之候共、一日一夜又者二日茂間取出水仕候得共、右安威川・茨木川者川奥浅ク候故大雨有之候ハ、一時半時之間ニ出水仕候ニ付悪水川筋

江落不申、尤近来淀川・神寄川床□(虫損)被成夫ニ順し山川共高ク相成、私共村々御田地ニ□(虫損)申悪水一日落不申内淀川出水仕、剩へ淀川・神寄川より逆水仕、数日御田地ニ悪水相湛候ニ付、無難之年柄無御座水損亡在之、春来耕シ肥し等茂仕込置候田畑水腐仕候得者困窮之百姓弥内損多罷成、渡世茂難相成様成行自然と地高之村方へ引越候者茂有之、御田地手餘りニ相成重々歎ケ鋪奉存候、右躰追々土地柄悪鋪罷成候ニ付悪水論公事出入弥増長仕 上々様御苦□□(虫損・労之カ)程奉恐入、且ハ不益之村入用等相嵩百姓困窮之基必至と相続難相成、別而御年貢御物成茂連々相減し歎ケ鋪奉存候、依之右水難を通レ御公益ニ茂相成、私共村々数万之百姓永續可仕手段種々相考へ私共存念之趣左ニ御願奉申上候、乍恐御賢慮被為 成下候様偏ニ奉願上候

一右安威川筋と申者私共両郡之間を北より南江真一文字ニ流れ候川筋野々宮村地内より西江流れ、長凡五拾町余末ニ而神寄川へ落合候處、野々宮村地内より真一文字ニ南江淀川迄長凡拾町計り永井日向守様御領分島養郷地内に新川ヲ堀割、淀川筋へ直ニ落シ候様仕り、茨木川之儀者土井大炊頭様御領分島下郡田中村地内より青木久右衛門様御知行所同郡西河原村地内迄長凡三町程新川を堀割、安威川筋江一緒ニ落合セ夫より淀川筋江直ニ落込候様仕度奉存候御事

右之通安威川・茨木川両川筋一緒ニ被為成下淀川筋江直落ニ被 成下候ハ、安威川野々宮村地内より下手者村々悪水落井路而已ニ相成、淀川出水迄私共村々ニ湛候悪水落切候ニ付、至而水仕宜罷成、且寫上郡より下神寄川迄之右川筋入口々之葭地荒地并川内堤鋪等之間空地之類より新田高凡四百石程開発ニ相成、亦者茨木川田中村地内より下安威川落合迄長凡五拾町余鋪幅平均凡三拾間余之川鋪不用ニ相成候得者新田畑ニ相成、是又新田高凡三百石余出来可申奉存候、都合高凡七百石余新田ニ罷成候内新川床長凡拾三町鋪幅凡四拾間、高凡百石程相減シ候様可申乍恐奉存候、右之通御許客被為成下候ハ、嶋下郡・島上郡水所村々古田高凡四万石余在之候内、就中御料所御所御料田安御領知等壺万石余、

別而水難強ク村々ニ御座候、其余御私領之分三万石余御座候処、右古田之分前書之通り惡水落之川違被 仰付候ハ、水難相通れ并新田畑新川床と差引六百石口（虫損）之新田出来古田之分格別御益ニ相成、乍恐御公益且ハ御仁恵を以百姓相続可仕と難有奉存候、将亦右川違被 仰付淀川落ニ相成候共安威川・茨木川之儀ハ川奥浅ク山川ニ付淀川筋出水より者一日一夜之余早ク引落申候、尤茨木川・安威川出水ニ茂遅速御座候ニ付差障り之場所者毛頭無御座奉存候、尤兩郡村々茂役當時之姿ニ而者連々御田地内窪ニ罷成夥數惡水相湛候ニ付年々水損仕、村々次第ニ衰へ住居人別相減し候得者當時身元相応之百姓茂作方手餘リニ罷成無是悲作り劣困窮仕候儀眼前ニ御座候、然ル処右御普請御入用之儀困窮之百姓自力ニ者難相叶御座候得者、乍恐御拝借被為 成下、尤御返上之儀者奉蒙御下知年賦ヲ以御上納仕度奉存候、右之趣奉申上候段恐多く奉存候得共、兩郡水場村々年々水難相増難洪仕候ニ付、水落宜鋪可相成手段種々相目論見候而茂作之障リニ相成候而成就不仕此度奉願候分者、何れ之差障り茂有之間鋪奉存候、前書之趣數年来相考見候處、慥ニ水難相通れ候儀目下ニ御座候、當時之姿ニ而者村々相続難相成重々歎ケ鋪奉存候、右願之通川違被 仰付被下候ハ、乍恐御益亦者百姓茂永続可仕と難有奉存候、御料私領村々入組之儀ニ付何卒急速御見分被為 指遣候上水引落方御上覽被為 成下書面之通川違被為 仰付被下度乍恐奉願上候、右之始末御賢察被為 成、偏ニ願之通被為 仰△△附被下候ハ、兩郡水所村々廣太之御救と御慈悲難有奉存候、依之別紙龜絵図相添江私共存付之趣乍恐奉願上候以上

文化元年 小堀中務御代官所
子十一月 摂津国島下郡
太中村庄屋
半右衛門印
同断
同国同郡
小坪井村庄屋
栄蔵印
同断
同国同郡
沢良宜浜村

安三郎印
木村周蔵御代官所
同国同郡
島村庄屋
門次郎印
田安御領
同国同郡真砂村庄屋
重次郎印

矢田堀喜左衛門様

乍恐口上

一当村当子年立毛難作之儀ハ先達而書付を以委細御断奉申上候得共、尚此節晚稻等まで不殘取入仕候處、早稻方ハ過（カ）申事皆無同やう之儀晚稻上毛下合之分是等ハ不熟之作柄と者差心得ながらかやうニ者御座有間敷と是迄之ふり合而已を引競罷在候處、先達而御様ニ御坪苅被為 成下候与ハ拔群之相違ニ而升目甚以少其上青種くだけ米多分出来御上米撰立等ニ誠ニ迷惑仕罷在候、近年当村困窮之發リハ諸方ニ而下地借財多御座候處、利銀等凶作之年柄ニ者延引を相願、年月を送り、段々借用相嵩ニ候ニ於而ハ、猶以返済之致方も無之、勿論惡場之事故用惡水井路道法ハ永剩へ樋橋等者凡八拾ヶ所も有之、萬端不相応之事而已ニ而右等之儀茂惡水相湛候度毎ニ修覆相掛リ眼ニ不見臨時入用多分之事ニ而百姓共年増ニ困窮仕必至之儀ハ□□（虫損）無御座仕合ニ御座候、就中年中修覆入用ニおみてハ当村程相入候村方者外々ニ類村無之様奉存候ニ付△「此儀茂」（見消）○御賢察被成下度、且ハ最初御上覽被下候、毛柄ニ而御取箇被 仰付候而ハたとへ御上納ハ相立候共、明年耕之手当テハ勿論差当り当暮外事ニ手詰り候旨ニハ迎も水場之相続被成かたし段日々小前百姓村役人共宅へ参り相歎キ罷在候ニ付、不得止事御憐愍御救之程奉願上候、右御聞済被為 成下候ハ、廣太御慈悲難有可奉存候以上

島下郡島村
文化元年 庄や
子「十二月朔日」（見消）門次郎印
九右衛門印
七兵衛印
庄右衛門印

木村周蔵様

御役所

既ニ村方困窮ニ手余り先達而より川違イ之目論見等いたし候儀何卒○

本史料は、①文化元年（1804 年）11 月に太中村他 4 か村の者が矢田堀喜左衛門に宛てた願書と、②文化元年に島村庄屋らが代官木村周蔵役所に宛てた口上で構成されている。

まず、①の史料の内容は以下の通りである。

(1) 私達の村々は、北の山からの排水が田地に数日湛えている。さらに排水が流れ落ちて神崎川の川床を段々と高くしている。作物を植え付けても水に浸かってしまい、毎年、無難に収穫できることがなく、百姓は困窮している。

(2) 洪水が起こるのは島上郡・島下郡の郡境にある安威川という北山手より流れ出る川筋である。北より南へ真一文字に流れ出て、その間に山川が数多合流し、神崎川へ流れている。村々の排水を安威川へ流していたところ、安威川・茨木川は川が浅いので大雨があれば、一時・半時の間に洪水が起こり、排水が川筋へ流れ落ちなくなる。また、淀川・神崎川から逆流し、数日間排水が田地に湛えて難の無い年はない。耕作して肥料を仕込んだ田畑が水の被害にあうと、困窮の百姓は損害が多くなって生活が厳しく、土地の高い村へ引っ越す者もあって田地が手余りになる。

(3) 村々が洪水を避けるために次のような考えを願い上げる。安威川筋は、島上・島下郡の間を北より南へ真一文字に流れている川筋で、野々宮村内より西へ流れ、長さ 50 町余末にて、神崎川と合流する。野々宮村内より真一文字に南へ淀川まで長さ 10 町ほど鳥養郷内に新川を掘り立て、淀川へ直に流れるようにする。茨木川は、田中村より西河原村まで長さ 3 町程新川を掘り立て、安威川へ一緒に合流させ、淀川へ直に流れるようにしたいと考えている。

(4) 加えて、島上郡の下から神崎川までの安威川沿いの葭地・荒地・川内堤敷などの間といった空き地で高 400 石程の新田を開発する。また、茨木川が田中村内から安威川の合流点までなくなれば、高 300 石程の新田ができ、合計 700 石程の新田ができる。ここから新川の分 100 石程を減らして、600 石がこの地域で利益になる。

(5) これら普請の費用は、困窮の百姓が自力で

は用意できないので拝借し、返上は下知によって年賦で返済したい。願いの通りに仰せつけられたならば、洪水のある村々にとって救済となる。これにより、別紙亀絵図を添えて願い上げる、とする。

そして史料の後半で、同年に島村が、米が不作であること、排水に掛かる修復の臨時入用などによって困窮していること、川の付け替えを計画していることなどを木村周蔵役所に申し出ている。

【図 1】は、「悪水落川違御願 摂津国島上・島下両郡」と書かれ、【史料 1】の表題（「悪水落川違御願書」）とほぼ一致している。また、【史料 1】には①茨木川を安威川に繋げる計画と、②安威川を淀川に繋げる計画が記されている。以上から、【図 1】と【史料 1】の内容は一致し、【図 1】は文化元年に作成されたものと比定できる。

3. 付替計画の史料の検討

ここでは、付替計画の史料の内容について、史料の作成者と宛先、計画時期の背景について考察する。

(1) 作成者の検討

この願書の作成者として署名している人物は、小堀中務代官所摂津国島下郡太中村庄屋半右衛門、同小坪井村庄屋栄蔵、同沢良宜浜村安三郎、木村周蔵代官所同国同郡島村庄屋門次郎、田安領同国同郡真砂村庄屋重次郎である（註 2）。

【図 1】では、太中・小坪井村が三宅領、沢良宜浜・真砂村が門樋組領、島村が野々宮・島村領に描かれており、これらの範囲の村が付け替えを計画したことが考えられる。

また、幕領の村々が代表となり、願い出ている点が注目される。京都代官小堀氏は淀川などの河川支配に関わり、同じく京都代官木村氏は過書船支配を担っていた。計画を通すために幕領の村々が代表になったことが考えられる。

(2) 宛先の検討

この願書の宛先は、矢田堀喜左衛門という人物で、江戸幕府の勘定であった。矢田堀喜左衛門は、寛政 11 年（1799 年）11 月 8 日から勘定を勤め（註 3）、文化 3 年（1806 年）にも勘定を勤めており（村上・馬場 1986）、この願書が作成された文化元年当時も勘定であったと考えられる。

勘定は、勘定奉行支配で、幕府財政事務を担っ

た勘定所の構成員である。勘定は、研究がほとんどないため、その役割は不明な点が多いが（高橋2009）、河川支配に関わっていたことがこの事例から分かる。勘定が願書を受け取り、この案件をいかに処理したのか関連史料が現在のところ確認できていないが、勘定の役割を考える上でも本事例は注目できるものである（註4）。

また、当該地域は領主が錯綜した非領国地域であり、土地に関わるため、多くの領主や村との調整が必要になる。そこで、幕府にこの案件が出されたことが考えられる。

（3）計画時期の検討

なぜ、文化元年11月にこの付替計画が出されたのか。特には、茨木川・安威川の洪水による農業への影響が指摘できる。【史料1】の後半部で、島村が、米が不作であり、排水に掛かる修復の臨時入用などによって困窮していることが記されている。島村は、村高が大きく、茨木川・安威川の末端部に位置し、洪水の被害が大きいため、計画したことが考えられる。

文化元年という時期に計画したのは、当時の天候状況や洪水の発生・地域の水利状況などに関連して考察する必要があるが、今後の課題としたい。

4. おわりに

以上、雑駁ではあるが、本稿ではこれまで作成年代が不明であった茨木川・安威川の付替に関する絵図の年代比定を第一の目的とし、付替計画について記した史料の内容を検討してきた。

まず、絵図が作成された年代は文化元年（1804年）であることを指摘し、史料の内容を検討して①計画案の作成者、②宛先、③付替計画の時期について考察した。近世の段階でこうした大規模な計画を立てたことは注目できるが、この時には実現されず、茨木川の付替は昭和16年（1941年）まで俟つことになる。

今後も絵図に関連する史料の調査及び作成年代が不明となっている絵図の年代比定を進めていきたい。

註

1) 文化元年「悪水落川違御願書」（島区有文書737、茨木市立文化財資料館蔵）。

2) 各村の村高は、（三宅）太中村が342石4斗6合、

（三宅）小坪井村が589石5斗4升7合、沢良宜浜村が280石8斗5升7合、島村が1766石7斗1升9合4勺、（水尾）真砂村が571石4升7合であり、島村が最も大きい（「摂津国郷帳（天保）」国立公文書館蔵）。

3) 『略譜』121（請求番号156-0017、国立公文書館蔵）。

4) なお、史料は未見であるが、矢田堀喜左衛門が関わった案件として、文化元年「村方披弊歎願書案」（天理市史編さん委員会編『天理市史 史料編 第2巻』1977年、403～409頁）や、文化8年「御勘定矢田堀喜左衛門御改につき河渡村荒地并取下場絵図」（『岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録（1）美濃国方県郡河渡村 村木家文書目録』2007年）が確認される。

参考文献（五十音順）

高橋伸拓 2009 「勘定」大石学編『江戸幕府大事典』吉川弘文館

高橋伸拓 2016 『絵図で楽しむ茨木—江戸時代の村を巡る—』第33回テーマ展図録 茨木市立文化財資料館

高橋伸拓 2017 「歴史系博物館における絵図資料の活用—「絵図で楽しむ茨木」展を事例に一」追手門学院大学博物館研究室『Musa（博物館学芸員課程年報）』31号 pp. 1-6

村上直・馬場憲一編 1986 『江戸幕府勘定所史料 会計便覧』吉川弘文館